

# ケアハウス シャングリラ蓬寿

## 重要事項説明書

当施設はご利用者に対して施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

### ◆◆目 次◆◆

1. 施設経営法人
2. ご利用施設
3. 当施設が提供するサービスの概要
  - (1) 食事
  - (2) 入浴
  - (3) 相談及び援助
  - (4) 社会生活上の便宜
4. 利用料
  - (1) 「生活費」・「居住に要する費用」・「サービスの提供に要する費用」について
  - (2) 食費の減額について
  - (3) 水道代について
  - (4) 電気電話代について
  - (5) その他の負担金
5. 当施設ご利用の際に留意いただく事項
  - (1) 来訪・面会について
  - (2) 外出・外泊について
  - (3) 居室の造作、原状回復について
  - (4) 迷惑行為について
6. 非常災害への対応
7. 緊急時の対応
8. 事故発生時の対応
9. 守秘義務に関する対策
10. 入居者の尊厳
11. 身体拘束の禁止
12. 苦情の受付について
  - (1) 当施設における苦情の受付
  - (2) 施設外苦情受付
  - (3) 行政機関その他苦情受付機関
13. 契約の解除

ケアハウス シャングリラ蓬寿 重要事項説明書

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 蓬萊会
- (2) 法人所在地 徳島県阿波市阿波町北整理1番地1
- (3) 電話番号 0883-35-6085
- (4) 代表者氏名 理事長 大塚 忠廣
- (5) 設立年月 昭和54年10月22日

2. ご利用施設

- (1) 施設の名称 ケアハウス シャングリラ蓬寿
- (2) 施設の所在地 徳島県美馬市美馬町字高畑8番地1
- (3) 電話番号 0883-63-6065
- (4) 施設長氏名 北岡 博貴
- (5) 施設の目的 シャングリラ蓬寿は、老人福祉法の基本理念に基づき、家庭環境、住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難な高齢者に日常生活上必要な便宜を供与し、もって高齢者が健康で明るい生活を送ることができることを目的とした施設とする。また、行事を通じて地域団体及び住民との交流を深め、蓬萊会の諸事業と連携協力しながら地域福祉に貢献する。
- (6) 当施設の運営方針 シャングリラ蓬寿の運営方針は、入居者の特性に配慮し住みよい住居を提供し、入居者の自主性の尊重を基本として、心豊かな生活ができるよう、食事の提供、相談機能の充実、余暇活動の援助、保健衛生、疾病災害等緊急時の対応等処置の万全を期することを基本方針とする。
- (7) 開設年月 平成15年6月1日
- (8) 入所定員 20名
- (9) 職員の配置体制

当施設では、ご利用者に対してサービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

① 施設長(兼務)	1名	② 事務員	1名	③ 生活相談員	1名
④ 介護職員	1名	⑤ 調理員	1名	⑥ 介助員	1名

3. 当施設が提供するサービスの概要

(1) 食事

当施設では、管理栄養士が立てる献立表により、栄養並びに入居者の身体の状況に応じた食事を提供致します。

(食事時間)

朝食	昼食	夕食
8:00 ~ 8:45	12:00 ~ 12:45	18:00 ~ 18:45

## (2)入浴

入浴は以下の曜日、時間帯で利用できます。

入浴時間	<大浴場>	月・水・金 利用可
13:00 ~ 17:00	<個室浴>	毎日 利用可

## (3)相談及び援助

入居者に対して、親身になって各相談に応じると共に、適切な助言を行い、必要に応じて行政や医療機関及び在宅福祉サービス等の事業者と十分な連携を図り、その有効な利用について積極的に援助します。

## (4)社会生活上の便宜

当施設は、入居者の生活が健康で明るいものとなるよう、必要に応じて助言を行うと共に、自主的に趣味、教育娯楽、交流行事等に参加する場合は、その適正と思われる行事に協力します。

## 4. 利用料

### (1)「生活費」・「居住に要する費用」・「サービスの提供に要する費用」について

ご本人の収入に応じてサービスの提供に要する費用が異なります。入居時と年に1回7月に収入申告書の提出がございました。

利用料金の詳細(生活費・居住に要する費用・サービスの提供に要する費用)につきましては、別紙を参照して下さい。

### (2)食費の減額について

食費の減額につきましては、原則1週間前の申し出、外泊期間3日以上の場合に対象となります。1日(三食とらなかった場合)700円行います。

※例外①同施設デイサービス利用時には、昼食控除を1日350円行います。

②同施設ショートステイ利用時には、食事控除を1日700円行います。

③緊急入院時、食事控除を1日700円行います。

### (3)水道代について

①入居者が1ヶ月使用なし(不在)の場合は徴収しません。

②入居者が1日でも使用した場合は1ヶ月分(一律1,200円)徴収します。

### (4)電気、電話代について

①電気代はご本人の使用料をメーターにて計測を行い四国電力電気料金シミュレーターにて計算して徴収します。

②電話代につきましては回線等の基本料金は必要ありません。使用された通話料を請求させて頂きます。(居室電話等必要のない方はお申し出下さい。)

### (5)その他の負担金

①趣味娯楽活動等に要する費用

(外出、外食に伴う負担金)

外出や外食の際の食事代や遊興費等はご本人のご負担としてお願いします。

## ②特別なサービスに要する費用

### (移送介助費)

通院は原則ご本人自身又はご家族等の付き添い介助でお願いしております。

しかし、ご本人がお一人で通院が難しい状況であり、又は、疾病の管理が生活に大きな影響を及ぼす時、ご家族がどうしても付きそうことができない状況である場合、通院希望がある際に移送介助費を設定させて頂いております。

なお、移送介助費については、ご本人やご家族に十分説明を行い、利用して頂くことにしています。又、職員の業務上の都合によりご希望に添いかねる場合もございます。

## 5. 当施設ご利用の際に留意いただく事項

### (1) 来訪・面会について

来訪者は、面会時間(9:00～19:00)を遵守して下さい。

上記の時間に来訪できない場合には、事前にご連絡下さい。

### (2) 外出・外泊について

外出・外泊をする場合には、事前にご連絡をお願いします。

なお、外泊につきましては、必ず外泊届を提出して下さい。

### (3) 居室の造作、原状回復について

①原則、居室の造作、模様替え等はできません。

②居室や建物、備品を破損、滅失した場合は原状回復して頂くか、対価をお支払い頂きます。

### (4) 迷惑行為について

以下の行為はしないで下さい。

① 他の入居者への迷惑行為や事業所の秩序及び風紀を乱す等、集団生活上不相当と思われる行為。

② 犬、猫等のペットを飼育すること。

③ 喫煙等、火事を起こす危険性がある行為をすること。(原則、禁煙でお願いします。)

④ 特定の政治、宗教活動をすること。

⑤ 故意又は無断で、施設もしくは備品に損害を与え、又はこれらを施設外に持ち出すこと。

⑥ 外泊や長時間の外出を届出なく行うこと。

⑦ 公共の場で飲酒を行い、他人に迷惑をかける行為をすること。

⑧ 公共の場で大声を出す、若しくは、他者に危害を加える行為を行うこと。

## 6. 非常災害への対応

事業者は、非常災害に関する具体的計画を策定すると共に、非常災害に備えるため、入居者に対して、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとします。

## 7. 緊急時の対応

入居者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関の連絡等必要な措置を講じます。

### ①協力医療機関

医療機関の名称	所在地	診療科
半田病院	美馬郡つるぎ町半田中藪234-1	総合診療科
おおつか内科	阿波市阿波町善地7-13	胃腸内科 循環器内科 消化器内科 内科

### ②協力歯科医療機関

医療機関の名称	所在地
大塚歯科	阿波市阿波町南整理76-4

## 8. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、施設側の賠償すべき事故の場合には、賠償を速やかに行います。

## 9. 守秘義務に関する対策

事業者及び職員は、業務上知り得た入居者及びご家族の情報を洩らしません。また、退職後においてもこれらの情報を保守すべき旨を職員との雇用契約の内容としています。

守秘義務に関する詳細については、個人情報取り扱いと守秘義務についての同意書を参考にしてください。

## 10. 入居者の尊厳

入居者の人権、プライバシー保護に努め、職員教育を行います。

## 11. 身体拘束の禁止

原則として、入居者の自由を制限するような身体拘束は行いません。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束せざるを得ない場合には、事前に入居者及びそのご家族へ十分に説明を行い、同意を得ると共に、その様態、時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

## 12. 苦情の受付について

### (1) 当施設における苦情の受付

苦情解決責任者	施設長	北岡 博貴
苦情受付窓口(担当者)	生活相談員	木藤 圭祐
連絡先電話番号	TEL:0883-63-6065	FAX: 0883-63-6066
受付時間	毎週 月曜日～金曜日	9:00～18:00

## (2) 施設外苦情受付

第三者委員	蓬莱会監事	三間 治夫様
	元美馬町役場職員	濱田 武志様

## (3) 行政機関その他苦情受付機関

徳島県庁 保健福祉部 長寿いきがい課	所在地: 徳島市万代町1丁目 電話番号 088-621-2168 FAX 088-621-2840
徳島県国民健康保険団 体連合会介護保険課	所在地: 徳島市川内町平石若松78-1 電話番号 088-665-7205 FAX 088-666-0228
徳島県社会福祉協議会 運営適正化委員会	所在地: 徳島市中昭和町1丁目2番地(県立総合福祉センター3F) 電話番号 088-611-9988 FAX 088-611-9995

## 13. 契約の解除

(1) 以下に該当したとき、契約を解除させて頂く場合があります。

- ① 入居者の身体、精神的な状況、家族構成や家族関係、年金等の金銭的な条件に関して虚偽の届け出を行って入居した場合。
- ② 利用料を支払わない場合。
- ③ サービス提供に要する費用の減額の申請に当たって虚偽の届け出を行った場合。
- ④ 承認を得ないで、施設の建物、付帯設備等の造作・模様替えを行い、且つ現状を回復しない場合。(但し、退居時に原状回復を行う費用等についてはお支払い頂きます。)
- ⑤ 日常生活上で食事や排泄などで常に介護が必要となった場合や、介護サービスの利用を勧めてもそれを利用しなかった場合。また、介護サービスを利用してもケアハウス居室にて生活することが困難な場合。
- ⑥ 金銭の管理、各サービスの利用について自分で判断ができなくなったとき、ご家族の援助や制度を利用されず現状の生活が困難になった場合。
- ⑦ 共同生活の秩序を著しく乱し、他の利用者に迷惑をかけるなど、施設での生活が著しく不適合と思われる理由が生じた場合。
- ⑧ 病気療養等で3ヶ月以上利用しない場合。
- ⑨ 感染症等の症状が発生し、治療が必要となり当施設での生活が難しくなった場合。
- ⑩ その他、迷惑行為を繰り返す場合。

(2) 契約解除の通知と届出及び、その後の費用の発生について

- ① 契約を解除させて頂く場合は、解除日の1ヶ月前(予告期間)までにご利用者、若しくは、ご家族に通知致します。入居者側から契約解除する場合は、解除日の1ヶ月前(予告期間)までに届け出が必要です。
- ② また、上記①の1ヶ月の予告期間が月を跨ぐ場合は、翌月分の事務費、及び管理費(日割り)等が発生します。

14、第三者評価の実施状況について

- ・実施の有無 ( なし )
- ・実施した直近の年月日 ( なし )
- ・実施した評価機関の名称 ( なし )
- ・評価結果の開示状況 ( なし )

令和 年 月 日

ケアハウス シャングリラ蓬寿のご利用に際し、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

ケアハウス シャングリラ蓬寿

説明者職名 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ 印

私は、本書面にに基づき上記重要事項の説明を受け、内容を理解し承諾致しました。

令和 年 月 日

<入居者>

〒番号 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

電話番号 \_\_\_\_\_

<身元引受人>

〒番号 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印 続柄 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_



※この重要事項説明書は、「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準」に基づき、入居申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

※令和3年6月22日 「理事長変更に伴い、理事長名を変更」

※令和5年1月より「第三者評価の実施状況について」を追加更新

※令和5年7月1日 「施設長変更に伴い、施設長名を変更」

※令和7年1月15日 苦情受付徳島県国民健康保険団体連合会介護保険課電話番号直通番号に変更

